

## 『家庭教育研究』寄稿規定

1. 寄稿者は、本学会の会員とする。ただし、本学会が特に必要と認めた場合には、会員以外にも寄稿を依頼することができる。
2. 寄稿内容は、家庭教育を対象とした研究領域に関わるものとし、他学会誌、研究誌等に未発表のものとする。
3. 寄稿論文は、依頼論文と投稿論文に分けられ、掲載の採否は学会誌編集委員会で行う。
4. 依頼論文とは、本学会の依頼により作成された論文を指す。
5. 投稿論文とは、本学会の会員を筆頭著者とする論文であり、その内容から原著論文、研究ノート、実践報告に分けられる。この場合の区分は学会誌編集委員会が行う。
6. 投稿論文については、各号に投稿できる論文は一人一篇に限る。同一著者の2年連続掲載は、これを認めない。また、投稿者は、原則として投稿に先立ち本学会大会もしくは本学会主催の研究会等において口頭発表をおこなった者とする。
7. 論文は一篇につき A4 版 20 枚以内 (32 字×25 行) で横書きとし、図表及び写真もその分量の中に含む。写真や特殊な図柄等を挿入する場合は、学会誌編集委員会の承諾を経るものとする。ただし、寄稿者が、それに掛かる費用のすべてを負担しなければならない。なお、依頼論文はその限りではない。
8. 引用文献、参考資料は、原則として本文の最後一括し、雑誌の場合には、著者名・題目・雑誌名・巻号・西暦年号・頁の順に、単行本の場合には、著者名・書名・発行所・西暦年号・頁の順に記載する。
9. 寄稿論文には、欧文による題目、著者名を添付する。また、投稿論文のうち、原著論文、研究ノートに該当する論文は、欧文抄録 (200 語程度) ならびに欧文抄録の和訳を添付する。  
なお、本文が日本語以外の原稿の場合は、邦文による同様な様式を整えて添付する。
10. 寄稿論文は原則として MS - Word で作成し、プリントアウトした原稿 1 部及び電子ファイルを提出する。なお、本誌に投稿した原稿は返却しない。
11. 掲載論文の別刷りを希望する場合は、必要部数と送付先を正原稿の表題ページに朱書きで明記する。但し、論文一篇につき 30 部までの費用は学会が負担する。
12. 本誌への寄稿は、学会誌編集委員会宛に行うものとする。原稿の送付先住所等については、学会誌編集委員会が指定し、会報に掲載する。
13. 論文寄稿者は、掲載された論文等について、本学会が行う電子化・オンライン上の公開に同意を与えるものとする。

### [付則]

1. この規定は、平成 8 年 3 月 2 日から適用する。
2. この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
3. この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
4. この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
5. この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
6. この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する
7. この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する